

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 はた心のクリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市宮崎町4番3号

(3) 設立認可年月日 平成30年9月4日

(4) 設立登記年月日 平成30年10月2日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	秦 伸之	医療法人はた心のクリニック管理者
理事	秦 絵馬	
同	秦 梨花	
同	秦 凜々花	
監事	米倉 良一	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 <医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。> の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	はた心のクリニック	長崎県佐世保市宮崎町4番3号	0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月23日 第3期決算報告承認、理事報酬改定

令和4年4月30日 令和4年度予算案の決定

様式3-2

法人名 医療法人 はた心のクリニック
 所在地 長崎県佐世保市宮崎町4番3号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	60,151	I 流動負債	24,953
II 固定資産	28,007	II 固定負債	9,025
1 有形固定資産	18,027	負債合計	33,978
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	9,980	科 目	金 額
		I 基 金	5,000
		II 積 立 金 (うち代替基金)	49,180 0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	54,180
資産合計	88,158	負債・純資産合計	88,158

様式4-2

法人名 医療法人 はた心のクリニック
 所在地 長崎県佐世保市宮崎町4番3号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	92,484
2 事業費用	77,891
本来業務事業利益	14,593
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	14,593
II 事業外収益	500
III 事業外費用	164
経常利益	14,929
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	14,929
法人税等	3,479
当期純利益	11,450

様式 2

法人名 医療法人 はた心のクリニック
 所在地 長崎県佐世保市宮崎町4番3号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 4月 30日現在)

1. 資 産 額 88,158 千円
 2. 負 債 額 33,978 千円
 3. 純 資 産 額 54,180 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	60,151
B 固 定 資 産	28,007
C 資 産 合 計 (A+B)	88,158
D 負 債 合 計	33,978
E 純 資 産 (C-D)	54,180

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 はた心のクリニック
理事長 秦 伸之 殿

私は、医療法人 はた心のクリニックの令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事長からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、即ち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月30日

医療法人 はた心のクリニック

監事 米倉 良一

